
Chapter 52 IFRS サステナビリティ開示基準 の解説

| | |
|--|----|
| 概要 | 2 |
| 1 IASB 基準が重要である理由 | 3 |
| 2 IFRS 財団と ISSB | 4 |
| 2.1 基準設定の体制、IFRS 財団及びモニタリング・ボード | 4 |
| 2.2 国際サステナビリティ基準審議会(ISSB) | 4 |
| 2.3 デュー・プロセス | 5 |
| 2.4 IFRS 諮問会議 | 5 |
| 2.5 その他の諮問機関 | 5 |
| 3 IFRS S1 号及び IFRS S2 号 | 7 |
| 3.1 背景 | 7 |
| 3.2 IFRS S1 号及び IFRS S2 号の公表 | 7 |
| 3.3 相互運用可能性 | 7 |
| 3.4 ISSB 基準における IFRS S1 号の役割 | 8 |
| 3.5 IFRS S1 号と IFRS S2 号との関係 | 9 |
| 3.6 IFRS S1 号及び IFRS S2 号の発効日 | 9 |
| 3.7 ISSB による IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入支援 | 9 |
| 3.8 各法域における ISSB 基準の適用状況 | 9 |
| 4 アジェンダ・コンサルテーション及び最近の基準設定活動 | 10 |
| 5 他のサステナビリティ基準設定主体との統合及び連携 | 11 |
| (参考) 「Applying IFRS IFRS S1 号及び IFRS S2 号の解説 2025 年 6 月」からの主な変更点 | 12 |

概要

近年開発された数多くのサステナビリティ報告のためのフレームワーク、方法論、指標の存在を背景に、より広範な企業報告、特にサステナビリティ報告において、ステークホルダーの間でサステナビリティ報告のグローバルな一貫性と比較可能性の向上を求める声が高まっている。公開協議を経て、IFRS 財団(以下「財団」)評議員会は、2021年11月に財団のガバナンス構造内に国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)を設立した。ISSBの目的は、投資家及びその他の資本市場参加者が情報に基づいた意思決定を行うのに役立つよう、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を提供する、包括的なグローバルベースラインとなるサステナビリティ関連開示基準を策定することである。ISSBは複数の諮問機関によって支援されており、設立以来、数多くのサステナビリティ基準設定主体との統合及び連携を深めてきた。

2023年6月、ISSBは最初の2つのIFRSサステナビリティ開示基準(ISSB基準)として、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」及びIFRS S2号「気候関連開示」を公表した。ISSB基準は単独で使用することも、法域の要求事項に統合してより広範なステークホルダーや公共政策上のニーズに対応することも可能である。

IFRS S1号は、完全な1組のサステナビリティ関連財務開示に関する全般的要求事項を定めており、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会について情報開示を企業に対して求めている。企業の見通しへの影響とは、短期、中期又は長期にわたる企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストへの影響を指す。IFRS S2号は、一般目的財務報告書の主要な利用者が企業への資源の提供に関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業の気候関連のリスク及び機会に関する情報を開示するための要求事項を定めている。IFRS S2号はISSBから公表された最初のトピックベースの基準であり、IFRS S1号と合わせて適用することが求められる。

ISSB基準は、企業による初度適用を支援するための経過的な救済措置を設けている。特に、ISSB基準を適用する最初の年次報告期間においては、企業はIFRS S2号に従い気候関連リスク及び機会に関する情報のみを開示することが認められており、その結果、IFRS S1号の要求事項は気候関連のリスク及び機会に関する情報の開示に関連する範囲でのみ適用することが認められている。

IFRS S1号及びIFRS S2号は、2024年1月1日以降に開始する年次報告期間から適用される。ただし、ISSB基準の強制適用は各法域の承認又は規制プロセスに従い、IFRS会計基準の適用とはリンクしていない。そのため、財務報告目的でIFRS会計基準を適用する企業はISSB基準の適用は要求されず、その逆も同様である。

2024年にISSBの最初のアジェンダ・コンサルテーションを経て、ISSBは生物多様性、生態系及び生態系サービス(BEES)、及び、人的資本に関連するリスク及び機会に関するサステナビリティ関連開示のリサーチ・プロジェクトを開始した。

重要ポイント

- ▶ IFRS 財団評議員会は、2021年11月にISSBを設立した。
- ▶ 2023年6月、ISSBは、IFRS S1号とIFRS S2号という最初の2つの基準を公表した。
- ▶ ISSB基準は、単独で使用することも、法域の要求事項に統合して使用することもできる。
- ▶ ISSB基準の適用にあたっては、特定のサステナビリティ関連のトピック(例:気候関連事項に関するIFRS S2号)についての要求事項を提供する他のISSB基準と併用してIFRS S1号を適用する必要がある。
- ▶ IFRS S1号及びIFRS S2号は、2024年1月1日以降に開始される年次報告期間から適用され、適用初年度に利用可能な様々な経過的な救済措置が含まれている。ISSB基準の強制適用は、各法域の承認、又は規制プロセスに従う。
- ▶ 2024年、ISSBは、2つのサステナビリティ関連リサーチ・プロジェクト((a)生物多様性、生態系及び生態系サービス、(b)人的資本)を作業計画に加えることを決定した。
- ▶ IFRS S1号及びIFRS S2号の適用は、IFRS会計基準の適用とはリンクされていない。従って、財務報告の目的のためのIFRS会計基準を適用している企業が、ISSB基準についても適用が求められることはなく、その逆も同様である。

1 ISSB 基準が重要である理由

近年、サステナビリティ報告は様々なステークホルダーからの関心を集めている。サステナビリティ報告、財務報告、保証を含む主要な構成要素を備えた、企業報告への包括的なアプローチが登場している。投資家コミュニティからの情報需要や、社会における企業の役割に対するより広範な公衆の期待の両方に応えるため、数多くのサステナビリティ報告のためのフレームワーク、方法論、及び指標が開発されてきた。

現在、数多くのサステナビリティ関連の報告フレームワーク、基準、及び指標が存在している。これらの中には、非財務情報やサステナビリティ関連事項に焦点を当てたものもあれば、気候関連の開示に特化して焦点を当てたものもある。これらのフレームワーク、基準、及び指標の対象となる読者は、投資家や社会全体など様々である。情報は一部重複する場合もあるが、対象となる事項や読者の違いにより、サステナビリティ事項が企業に与える影響に重点を置くもの、企業が外部環境に及ぼす影響に重点を置くもの、またはその両方に重点を置くものなど、重要性へのアプローチが多様化する。このような目的とアプローチの多様性は、サステナビリティ報告の比較可能性を高め、複雑さを軽減するためのグローバルなフレームワークが緊急に必要であることを強調している。

2 IFRS 財団と ISSB

2.1 基準設定の体制、IFRS 財団及びモニタリング・ボード

基準設定の体制、財団およびモニタリング・ボードに関連する議論については、『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第 1 章「国際会計基準の設定とグローバル化の進展」のセクション 2.1、2.2、2.3 を参照のこと。

2.2 国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)

近年、ステークホルダーの間で、より広範な企業報告、特にサステナビリティ報告への関心が高まっている。財団の評議員会は、2019 年 10 月に、さらなる調査及び分析を実施するためのタスクフォースを設置した。2020 年 9 月には、サステナビリティ報告の分野におけるステークホルダーの需要を把握し、財団がその需要にどう対応できるかを理解するため、公開協議を実施した¹。財団は、サステナビリティ基準設定への自らの役割の必要性及び定款変更の両面について、複数のステークホルダーとの協議を通じてフィードバックを受領した。そのメッセージは明確であり、サステナビリティ報告のグローバルな整合性及び比較可能性の向上への需要が高まっており、早急な対応が求められているという内容であった。

その結果、評議員会はサステナビリティ審議会の設置を正式化するための措置を講じることを決定した²。2021 年 11 月、評議員会は公開協議を経て定款を改正し、財団の目的を拡大して財団のガバナンス構造の下で IFRS サステナビリティ開示基準(ISSB 基準)を設定する ISSB を創設し、新たな審議会の構成と機能を定め、さらに新たな審議会の設立に合わせて定款の他の規定について整合を図った³。ISSB の目的は、投資者及びその他の資本市場参加者が企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を得て、情報に基づいた意思決定を行えるよう支援するため、サステナビリティ関連開示基準に関する包括的なグローバル・ベースラインを提供することである⁴。

ISSB のメンバーは評議員会によって任命される⁵。現在、ISSB は議長及び副議長を含む 14 名の構成員で構成されている。ISSB のメンバーとしての主な資格要件は、専門的能力及び最近の関連する専門的経験である⁶。評議員会は、ISSB が全体として、監査人、作成者、利用者、学識経験者、市場及び/または金融規制当局を含む、技術的専門性と国際的なビジネス・市場経験の多様性について、利用可能な最善の組み合わせを構成するよう、ISSB の構成員を選任することが求められている。いかなる個人も同時に評議員会と ISSB のメンバーを兼任することは認められていない⁷。さらに、ISSB は評議員会と協議のうえ、ISSB 基準の開発を支援するために各国のサステナビリティ基準設定機関や基準設定に関係するその他の公的機関と連携を確立・維持することが期待されている⁸。

ISSB は通常、以下のメンバーで構成されることが求められている⁹：

- ▶ アジア・オセアニアから 4 名
- ▶ ヨーロッパから 4 名
- ▶ アメリカ大陸から 4 名
- ▶ アフリカ大陸から 1 名
及び
- ▶ 全体の地理的バランスを維持することを条件に、任意の地域から 1 名

1 [Consultation Paper on Sustainability Reporting](#), IFRS Foundation, September 2020. IFRS 財団のウェブサイトで利用可能 (2025 年 8 月 13 日にアクセス)

2 IFRS Foundation [Feedback Statement: IFRS Foundation Trustees' Feedback Statement on the on the Consultation Paper on Sustainability Reporting](#), April 2020. IFRS 財団のウェブサイトで利用可能 (2025 年 8 月 13 日にアクセス)

3 IFRS Foundation [Feedback Statement: IFRS Foundation Trustees' Feedback Statement on proposed amendments to the IFRS Foundation's Constitution](#), November 2021. IFRS 財団のウェブサイトで利用可能 (2025 年 8 月 13 日にアクセス)

4 [International Sustainability Standards Board](#), IFRS 財団のウェブサイトで利用可能 (2025 年 8 月 13 日にアクセス)

5 IFRS Foundation *Constitution*, November 2021, Section 44.

6 IFRS Foundation *Constitution*, November 2021, Section 45.

7 IFRS Foundation *Constitution*, November 2021, Section 45.

8 IFRS Foundation *Constitution*, November 2021, Section 47.

9 IFRS Foundation *Constitution*, November 2021, Section 46.

ISSB の責任は定款第 58 条に規定されている。ISSB の主な役割は、ISSB 基準および公開草案の作成及び公表を含む、ISSB 技術的事項全般について全責任を負うことであり、各文書には反対意見も含めることが求められている¹⁰。

ISSB のメンバーが 14 名未満の場合、公開草案及び ISSB 基準の公表には少なくとも 8 名の承認が必要である。構成員が 14 名の場合、少なくとも 9 名の承認が必要となる¹¹。ISSB のその他の決定(ディスカッション・ペーパーの公表など)は、出席メンバーの 60%以上が参加する会議において、出席者の単純過半数の賛成が必要である¹²。ISSB は技術的アジェンダや技術的事項に関するプロジェクトの割り当てについて完全な裁量権を有するが、アジェンダについては評議員会に、主要プロジェクト、アジェンダ決定及び作業優先順位については諮問委員会に諮らなければならない。さらに、ISSB は技術的アジェンダの策定にあたり、5 年ごとに公開協議を実施することが求められている¹³。また、ISSB は、国際会計基準審議会(IASB)が公表する IFRS 会計基準との間の整合性を確保し、不整合又は相違が生じることを回避するという、ISSB 基準策定の目的を達成するための手続を確立することも義務付けられている¹⁴。

ISSB は毎月会議を開催するが、8 月は開催しない。これらの会議は一般公開されており、会議資料は ISSB のウェブサイト入手可能である。ISSB はグローバルかつ複数拠点で活動しており、アメリカ大陸、EMEA(ヨーロッパ・中東・アフリカ)及びアジアにオフィスを構えている。

2.3 デュー・プロセス

基準設定のデュー・プロセスに関する議論については、『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第 1 章「国際会計基準の設定とグローバル化の進展」のセクション 2.6 を参照のこと。

2.4 IFRS 諮問会議

IFRS 諮問会議に関する議論については、『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第 1 章「国際会計基準の設定とグローバル化の進展」のセクション 2.7 を参照のこと。

2.5 その他の諮問機関

上記セクション 2.4 節述べられているとおり、IFRS 諮問会議に加え、ISSB には業務やリソースに関する助言を提供する数多くの正式な諮問機関が存在する。諮問機関との会議は公開で行われ、会議資料は ISSB のウェブサイト入手可能である。

ISSB のその他の諮問機関は以下の通りである：¹⁵

- ▶ 統合報告及びコネクティビティ・カOUNシル:IASB および ISSB が要求する報告をどのように統合できるか、また IASB および ISSB が統合報告フレームワークの原則及び概念をそれぞれのプロジェクトに適用する方法についてガイダンスを提供する。
- ▶ サステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム(SSAF):メンバーが ISSB の目標である、各法域の基準との相互運用可能なサステナビリティ関連開示の包括的なグローバル・ベースラインを提供する基準開発の達成に向けて建設的に貢献できる諮問フォーラムを提供する。
- ▶ ISSB 投資家アドバイザリー・グループ:ISSB の諮問機関として機能し、ISSB 基準の開発に関する戦略的ガイダンスを提供すると共に、投資家の視点が明確に表明され、ISSB の基準設定プロセスで考慮されるよう支援する。
- ▶ サステナビリティ諮問委員会:ISSB に対し、優先度の高いサステナビリティ事項や関連する技術的プロトコル、サステナビリティ事項間の重大な相互依存関係を識別・情報提供・助言を行う。相互運用性に関する議論はセクション 3.3 を参照されたい。
- ▶ IFRS タクソノミー協議グループ:IASB および ISSB に対し、それぞれのデジタル・タクソノミーおよび関連活動について助言を行う。
- ▶ IFRS S1 号および IFRS S2 号に関する移行支援グループ(TIG):新しい ISSB 基準の適用に伴うステークホルダーからの質問を収集、分析及び議論し、ISSB に適用上の問題を報告するとともに、ステークホルダーが適用に

10 IFRS Foundation *Constitution*, November 2021, Section 58(a).

11 IFRS Foundation *Constitution*, November 2021, Section 55.

12 IFRS Foundation *Constitution*, November 2021, Section 55.

13 IFRS Foundation *Constitution*, November 2021, Section 55(d), (e) and (h).

14 IFRS Foundation *Constitution*, November 2021, Section 55(i).

15 [IFRS Foundation consultative bodies](#), IFRS 財団のウェブサイト利用可能 (2025 年 8 月 13 日にアクセス)

関与する他の関係者から新基準について学ぶための公開フォーラムの場を提供する¹⁶。TIG は 2024 年 3 月に初会合を開催し、同年に合計 3 回の会合を開催した。詳細な議論はセクション 3.7 を参照のこと。

16 [IFRS - Transition Implementation Group on IFRS S1 and IFRS S2](#), available on IFRS Foundation website, (accessed on 13 August 2025).

3 IFRS S1 号及び IFRS S2 号

3.1 背景

IFRS 財団は、ISSB の設立に先立ち、IFRS 財団のガバナンスの下でグローバルなサステナビリティ報告基準のコンバージェンスを加速させ、ISSB の技術的準備(プロトタイプの開発、及び、基準設定や基準の構造設計のための概念的なガイドラインを含む)を行うことを目的として、技術的準備ワーキンググループ(TRWG)を設置した。TRWG は、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)、価値報告財団(VRF)、気候情報開示基準委員会(CDSB)、世界経済フォーラム(WEF)と国際会計基準審議会(IASB)の代表者によって構成され、証券監督者国際機構(IOSCO)及び証券規制当局の技術専門家グループの支援を受けた。¹⁷ サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項及び気候関連の開示に関する TRWG の作業の成果として、「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項のプロトタイプ」及び「気候関連開示プロトタイプ」と題するプロトタイプ基準が作成され、2021 年 11 月に IFRS 財団のウェブサイト上で公表された。なお、プロトタイプ基準は IFRS 財団の正式なデュー・プロセスの対象とはされなかった。

3.2 IFRS S1 号及び IFRS S2 号の公表

ISSB は、2022 年 3 月に IFRS S1 号及び IFRS S2 号に関する最初の 2 つの公開草案を公表し、パブリックコメントを募集し、コメント期間は 2022 年 7 月 29 日に終了した。2 つの公開草案に対するフィードバックに関する 1 年間にわたる審議を経て、ISSB は、2023 年 6 月 26 日、最初の 2 つの ISSB 基準となる IFRS S1 号及び IFRS S2 号を公表した。この基準は、一般目的財務報告書の利用者が、短期、中期及び長期にわたるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャーと管理を評価し、企業への資源提供に関する意思決定に資する情報を提供できるようにすることを目的としている。さらに、サステナビリティ関連財務情報の公表は、企業の一般目的財務報告書の情報を補完することを意図している。IFRS 財団のガバナンスの下、ISSB は、IASB と緊密に連携し、IFRS 会計基準と ISSB 基準の間のつながりと互換性を確保している。

ISSB 基準は以下から構成されている：

- ▶ IFRS S1 号の全文及び 5 つの付録、並びに IFRS S2 号の全文及び 3 つの付録。当該付録は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の不可欠な部分であり、本文と同じ権限を有する。
- ▶ 「例示的ガイダンス」及び「設例」。これは、ISSB 基準に付随するものの、ISSB 基準の一部ではなく、解釈上のガイダンスを提供することを意図したものでもない。しかしながら、これらは、ISSB 基準の要求事項の側面を例示し、その導入を支援するものである。
- ▶ 「結論の根拠」。ISSB 基準に付随するものの、ISSB 基準の一部ではなく、解釈上のガイダンスを提供することを意図したものでもない。「結論の根拠」は、ISSB 基準を開発する際の ISSB による考慮事項を要約したものである。
- ▶ IFRS S2 号には、「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」が付随しているが、これは追加の要求事項を設けることを意図したものではない。IFRS S2 号は、気候関連のリスク及び機会を識別する際に、「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」で定義されている産業別開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮することを企業に要求している。仮に、企業が「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」を使用しないと結論付けたとしても、依然として ISSB 基準では産業別の開示が要求されている。産業別ガイダンスにおいて識別され定義されている開示トピックには、特定のビジネス・モデル、活動又は産業に属する企業に一般的にみられる共通の特徴に関連する気候関連のリスク及び機会が含まれている。また、産業別ガイダンスでは、指標及び目標を含む気候関連のリスク及び機会に関する情報の測定及び開示方法について、考え得る方法も示されている。

3.3 相互運用可能性

ISSB 基準は、単独で使用することも、より広範な利害関係者やその他の公共政策上のニーズを充たすために各法域の要求事項に統合して使用することもできる。世界各地から選出された 14 名の理事から構成される ISSB は、独自のサステナビリティ報告要求事項を開発する法域との正式な関与に取り組んでいる。他の法域との相互運用可能性については、これまでに次のようないくつかの取組みが行われている。

¹⁷ VRF(統合報告フレームワークと SASB スタンドアートを収容)と CDSB は、現在 ISSB に統合されている。

- ▶ IFRS S1 号及び IFRS S2 号に関する重要な戦略事項及び各法域におけるサステナビリティ報告に関する取組みを議論するための法域作業部会(JWG)の組成
- ▶ ISSB の基準設定作業に情報を提供するために 技術的インプットと専門知識を提供する法域及び地域機関が代表する、ISSB の正式な技術諮問機関としての、サステナビリティ基準アドバイザリーフォーラム(SSAF)の設立
- ▶ グローバル・レポーティング・イニシアティブ(GRI スタンダード)との連携
- ▶ 相互運用性を促進するための欧州委員会及び EFRAG(旧称: European Financial Reporting Advisory Group (欧州財務報告諮問グループ)) との緊密な連携。2024 年 5 月 2 日、IFRS 財団と EFRAG は、ISSB 基準と欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)との間の整合性に関する相互運用可能性ガイダンスを公表した。¹⁸
- ▶ 各法域に ISSB 基準を採用する方法に関する法域向けガイダンスの開発¹⁹

ISSB 基準と他の法域の要求事項との相互運用可能性を達成するための ISSB の継続的な活動に加え、IFRS S1 号には、この目標をサポートするための要件がすでに含まれている。たとえば、ISSB 基準に準拠したサステナビリティ関連財務情報は次のとおりである。

- ▶ 主要な利用者、つまり、現在の及び潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者の情報ニーズを満たすことを目的としている。
- ▶ IFRS 会計基準の適用に用いられているものと整合した重要性評価に基づいている。
- ▶ 特定の法域の要求事項のような、その他の要求事項を満たすために開示される情報と併せて提示されるときにも、そのような追加情報によって ISSB 基準に基づく情報が不明瞭になってはならない。
- ▶ ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標に関する TCFD 提言と整合している。
- ▶ 短期、中期、長期の時間軸での開示が求められるが、これらについては定義されておらず、企業又は産業特有の判断事項とされる

3.4 ISSB 基準における IFRS S1 号の役割

IFRS S1 号は、完全な 1 組のサステナビリティ関連財務開示に関する全般的な要求事項を定めており、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示することを企業に要求している。企業の見通しへの影響とは、短期、中期、又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス又は資本コストに対する影響を指す。

IFRS S1 号が要求する情報は、企業運営の一般的な側面、特に、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連するガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標に関連する。IFRS S1 号では、これら 4 つの側面を「コア・コンテンツ」と呼んでおり、それらの情報が、企業がどのようにサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価、優先順位付け、モニタリング、管理しているかについて、利用者が理解するために不可欠であることを意味している。このコア・コンテンツへの注目は、広く受け入れられている TCFD 提言に基づいている。IFRS S1 号は、また、これらのサステナビリティ関連のリスク及び機会の適正な表示や比較情報の提供に関する要求事項など、いくつかの全般的事項も扱っている。

ISSB 基準への準拠を表明するに当たっては、他のすべての ISSB 基準と併せて IFRS S1 号を適用する必要がある。他の ISSB 基準は、それぞれが対象とするサステナビリティ関連のトピックに関する具体的な要求事項を定めることを目的としている。IFRS S1 号の目的は、最初のテーマ別の基準として気候特有の開示要求事項を対象とする IFRS S2 号に加えて、将来的に ISSB によって開発される予定のすべてのテーマ別の ISSB 基準の適用の基礎を確立することである。サステナビリティ関連の財務開示という文脈において、この目的は、いくつかの点で、IFRS 会計基準に準拠して作成される一般目的財務諸表に適用される IASB の概念フレームワーク、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」と同様である。²⁰

18 [IFRS Foundation and EFRAG publish interoperability guidance](#), IFRS 財団のウェブサイトで利用可能(2025 年 8 月 13 日にアクセス)

19 [Inaugural Jurisdictional Guide for the adoption or other use of ISSB Standards](#), IFRS 財団のウェブサイトで利用可能(2025 年 8 月 13 日にアクセス)

20 IAS 第 1 号に置き換わる IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」(2027 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から適用、早期適用も容認)は、IASB から 2024 年 4 月に公表された。

3.5 IFRS S1 号と IFRS S2 号との関係

IFRS S2 号は、ISSB が公表した最初のテーマ別の基準であり、IFRS S1 号と併せて適用される。開発の第一段階において、IFRS S2 号は、ISSB の唯一のテーマ別の基準であるが、IFRS S1 号は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会について、重要性があるサステナビリティ関連財務情報を開示することを企業に要求している。この要求事項は、気候以外のサステナビリティ関連のトピックを効果的にカバーしている(企業が IFRS S1 号と IFRS S2 号を適用した初年度に気候関連の開示のみを提供することを認める「気候ファースト」の経過的な救済措置の対象となる)。IFRS S1 号は、企業が関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会やそれらに関する重要性がある情報を識別するのに役立つその他のガイダンスの情報源のリストも提供しており、他の基準設定団体の公表物への言及も含まれる。

第 53 章は IFRS S1 号の要求事項を扱い、第 54 章は IFRS S2 号の要求事項を扱っている。

3.6 IFRS S1 号及び IFRS S2 号の発効日

IFRS S1 号と IFRS S2 号は、いずれも 2024 年 1 月 1 日以降に開始する年次報告期間から適用される。ただし、ISSB 基準の強制適用は、各法域の承認又は規制プロセスに従い、IFRS 会計基準の適用とは連動していない。従って、財務報告において IFRS 会計基準を適用する企業は、ISSB 基準の適用は要求されず、その逆も同様である。

3.7 ISSB による IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入支援

ISSB は、ISSB 基準の導入支援をコミットしており、関連する取組みには下記が含まれる:

- ▶ ISSB 基準の導入段階で生じる疑問点を分析し、公に議論するための「移行支援グループ(TIG)」を設置している。TIG は、ISSB 基準適用の初期段階における導入を支援することが期待されており、フォローアップが必要かどうかを判断するための情報を ISSB に提供する。TIG のメンバーは様々な産業や国のサステナビリティ報告及び財務諸表の作成者、監査人及び利用者から構成され、公的機関及び民間企業を含む。証券監督者国際機構(IOSCO)、国際監査・保証基準審議会(IAASB)、国際公会計基準審議会(IPSASB)は、TIG の公式オブザーバーとして任命されている。TIG は権威あるガイダンスを発行するものではないため、企業が ISSB 基準への準拠を表明するにあたって、TIG の資料や関連する議論を利用することは強制されていない。第 53 章及び第 54 章において、TIG が 2025 年 9 月までに行った議論の要約を記載している。
- ▶ IFRS S1 号及び IFRS S2 号の要求事項の一部を、企業がどのように適用するかを説明し、例示するための教育的資料が開発されている。当該教育的資料は解釈上のガイダンスを提供することを意図していない。ISSB の教育的資料は、ISSB 基準の一部ではなく、また、ISSB 基準の要求事項を追加したり変更したりすることはできない。教育的資料に含まれる例は、特定の要求事項に焦点を当てており、企業がすべての IFRS S1 号及び IFRS S2 号のコア・コンテンツについての要求事項をどのように適用するかを説明又は例示することを意図していない。

3.8 各法域における ISSB 基準の適用状況

本書の執筆時点で、36 の法域が ISSB 基準を適用又は利用している、もしくは自国の規制枠組みに導入するための手続を最終化している段階にある。²¹

21 [IFRS - IFRS Foundation publishes jurisdictional profiles providing transparency and evidencing progress towards adoption of ISSB Standards](#), IFRS 財団のウェブサイトを利用可能(2025 年 8 月 12 日にアクセス)

4 アジェンダ・コンサルテーション及び最近の基準設定活動

2023年12月に、ISSBはSASBスタンダードを国際的に適用可能にし、作成者が事業を営む法域や用いる会計のフレームワークの種類にかかわらずSASBスタンダードを適用できるようにする修正を公表した。SASBスタンダードは、ISSB基準を適用する際に参照するガイダンスの情報源である。

2023年5月に、ISSBは次の2年間の作業計画に関する優先事項について意見を募集するため、情報要請「アジェンダの優先度に関する協議」を公表した。具体的には、ISSBの活動の戦略的方向性及びバランス、どのサステナビリティ関連事項を優先し作業計画に追加すべきかを評価するための要件、並びに新たなリサーチ及び基準設定プロジェクトの範囲と構成について、関係者からの意見を求めた。ISSBは2024年6月にアジェンダ・コンサルテーションに関するフィードバック・ステートメントを公表し、BEES及び人的資本に関連するリスク及び機会に関する開示のリサーチ・プロジェクトを開始することを発表した。これらのリサーチ・プロジェクトは、当該リスク及び機会が企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るかどうか、どのように影響を与えると合理的に見込み得るかを評価する際に投資家が共通して有する情報ニーズに焦点を当てる²²。

2025年4月に、ISSBは温室効果ガス排出量の開示に関連する要求事項を適用する際の負担軽減の救済措置を提供するため、IFRS S2号の的を絞った修正を提案する公開草案を公表した。詳細は第54章を参照のこと。

2025年7月に、ISSBはSASBスタンダードの修正案及び「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」に対する修正案を提案する2つの公開草案を公表した。具体的には、優先度の高い9つの産業(採掘及び鉱物加工セクターに属する8産業及び加工食品産業)について包括的な見直しを提示した。また、水管理及び労働力の健康及び安全等のトピックに関して追加の41産業のいくつかの指標の整合性を図るとともに、SASBスタンダードの気候関連の内容との整合性を維持するため、「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」の更新(優先度の高い9産業及び41産業のうち37産業に影響)を提案している。コメント提出期間は2025年11月30日に終了している²³。

22 [IFRS - IFRS Foundation publishes jurisdictional profiles providing transparency and evidencing progress towards adoption of ISSB Standards](#), IFRS 財団のウェブサイトを利用可能(2025年8月12日にアクセス)

23 [IFRS Foundation announces International Sustainability Standards Board, consolidation with CDSB and VRF, and publication of prototype disclosure requirements](#), IFRS 財団のウェブサイトを利用可能(2025年8月13日にアクセス)

5 他のサステナビリティ基準設定主体との統合及び連携

投資家に焦点を当てた主要なサステナビリティ開示組織は、ISSB への統合にコミットしている。2021 年 11 月以降、IFRS 財団は気候情報開示基準委員会(CDSB、CDP のイニシアティブ)及び価値報告財団(VRF、統合報告フレームワーク及び SASB 基準を管理)を統合した。さらに、2022 年 3 月には、IFRS 財団はグローバル・レポーティング・イニシアティブ(GRI)と連携協定を締結し、それぞれの基準設定審議会(すなわち、ISSB 及びグローバル・サステナビリティ基準審議会(GSSB))が作業計画及び基準設定活動の調整を図ることとなった²⁴。

2023 年 11 月には、GRI が IFRS 財団と連携してサステナビリティ・イノベーション・ラボ(SIL)の設立を発表した。SIL は、企業が進化するサステナビリティ開示要求事項に対応できるようにし、専門能力開発、研修、実践的なソリューション及び革新的な思考を促進するものである²⁵。また、2024 年以降、IFRS 財団は TCFD から企業の気候関連開示の進捗状況をモニタリングする責任を引き継いでいる²⁶。TCFD 提言は ISSB 基準に完全に組み込まれている。

2025 年 4 月には、IFRS 財団と自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)が覚書(MoU)を締結した。当該 MoU の下、ISSB 及び TNFD は、「ISSB の BEES イニシアティブ及び SASB 基準の強化作業における自然関連分野に関する研究、知識及び技術的専門性を共有する」こととなっている²⁷。

24 [IFRS - GRI establishes Sustainability Innovation Lab in coordination with the IFRS Foundation](#), IFRS 財団のウェブサイトを利用可能(2025 年 8 月 25 日にアクセス)

25 [IFRS - ISSB and TCFD](#), IFRS 財団のウェブサイトを利用可能(2025 年 8 月 13 日にアクセス)

26 [IFRS - IFRS Foundation and TNFD formalise collaboration](#) to provide capital markets with high-quality nature-related information, IFRS 財団のウェブサイトを利用可能(2025 年 8 月 12 日にアクセス)

(参考)「Applying IFRS IFRS S1 号及び IFRS S2 号の解説 2025 年 6 月」からの主な変更点

今回の「International GAAP シリーズ 2026」では、従来、IFRS S1 号の解説の章の冒頭で記載されていた内容が、独立の章(第 52 章 IFRS サステナビリティ開示基準の概要)となった他、ISSB からの新たな教育的資料を含む形で更新されている。

設例 (内容は各章 Appendix. A を参照)の追加

- 第 53 章(IFRS S1): 設例 4-6、4-7
- 第 54 章(IFRS S2): 設例 4-1、4-2、4-3

その他

- 第 54 章(IFRS S2): 直近の開示例として、実例 4-2、4-3 の追加

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、及び先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

About EY Global Corporate Reporting Services Group

グローバルな会計基準とサステナビリティ開示基準は、企業の財政状態や業績、そしてそれらに影響を及ぼすサステナビリティ関連要因を評価し、比較するための一つの尺度を世界経済に提供します。IFRS 会計基準及び IFRS サステナビリティ開示基準(総称して IFRS 基準)を含む国際財務報告基準(IFRS)を適用又は移行する企業にとって、権威あるタイムリーなガイダンスは、発展し、進化し続けるIFRS 基準を使いこなすために不可欠です。EY グローバル・コーポレート・レポート・サービス・グループは、IFRS 会計基準及びサステナビリティ開示基準の適用と解釈をサポートするための国際的なリソース(人材と知識)の開発を支援してきました。それによって、EY グローバル・コーポレート・レポート・サービス・グループは、グローバルな EY ネットワークからの最新の洞察を含め、深い対象分野に関する深い知識と幅広いセクター経験をマーケットに提供しています。

EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2026 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書には、IFRS® Foundation の著作権に関する資料が含まれています。この資料は、IFRS Foundation の許可を得て EY が複製したものです。第三者による複製または配布の許可は付与されていません。IFRS 基準への完全なアクセスおよび IFRS Foundation の活動については、<http://eifrs.ifrs.org> をご覧ください。

本資料は EYG 009843-25Gbl. の翻訳版です。

ey.com/ja_jp